

熊本市環境基本条例の一部改正について

熊本市環境基本条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市環境基本条例の一部を改正する条例

熊本市環境基本条例（昭和63年条例第35号）の一部を次のように改正する。

前文を次のように改める。

私たち熊本市民は、古来より清らかな地下水や豊かな緑に代表される自然と、先人の築いた歴史的及び文化的遺産の恩恵を享受し、良好な環境の下に生活してきた。

しかし、都市化の進展をはじめとする物質的な豊かさを追求するあまり、市民生活や事業活動による過度な環境負荷が生じ、この恵まれた地域の環境が脅かされてきた。ここ数十年の間に、生物多様性の損失、自然災害の頻発化及び激甚化の要因といわれる地球温暖化など、複雑かつ広域的な環境の問題が深刻化している。さらに、近年、世界が脱炭素社会に向けて大きく舵^{かじ}を切る中、相互に関連した環境、経済及び社会の様々な課題を同時に解決することが求められている。地域の環境がつながって地球環境が構成されていることを踏まえると、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会を構築するためには、地域から地球規模の視点を持って良好な環境の確保に取り組むことが重要である。

私たち熊本市民には、安らぎと潤いのある良好な環境を保全し、これを将来の市民へと継承する責務がある。

この責務の下、これまで様々な形で進めてきた環境保全の取組を市民の参画と協働の下で長期的に行っていくだけでなく、更なる行動の変革を起こさなければならない。

私たち熊本市民は、健康で文化的な生活を営む権利を保障する憲法の精神に鑑み、

ここに全ての市民が良好な環境を享受する権利を有するとの理念を確認し、市民の福祉のために、熊本市における良好な環境の維持及び形成を図ることを期して、この条例を制定する。

第1条中「より、」の次に「現在及び将来の」を加える。

第2条中「生活を」の次に「持続的に」を加え、「並びに歴史的」を「、歴史的」に改め、「文化的環境」の次に「並びに地球環境」を加える。

第3条第1項中「を確保するための基本的かつ総合的計画」を「の確保に関する施策」に改める。

第5条を削る。

第4条第1項中「自己」を「、自己」に、「、必要な」を「必要な」に改め、同条第2項中「ため、」を「ための」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(市民の責務)

第4条 市民（熊本市自治基本条例（平成21年条例第37号）第2条第2号の市民をいい、事業者を除く。以下同じ。）は、自ら良好な環境の確保に努め、市の実施する施策に協力しなければならない。

第6条中「第3条第1項に規定する計画に基づき」を「良好な環境の確保に関する施策として」に改め、同条第1号中「健全育成」の次に「、公共施設の整備」を加え、同条第2号中「緑地」を「森林及び緑地」に改め、「地下水」の次に「、河川等」を加え、「河川の浄化」を「自然景観の保全」に改め、同条第3号中「伝統的建造物の保存、名所、旧跡等の整備」を「伝統的な建造物及び文化財の保存及び活用」に、「文化財の保護」を「名所、旧跡等の整備」に改め、同条に次の3号を加える。

(4) 生物多様性の保全、生物多様性の恵みの持続可能な活用その他自然共生社会の構築に関すること。

(5) 廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用の促進及び廃棄物の適正な処分の確保による環境への負荷の少ない循環型社会の構築に関すること。

(6) 地球温暖化の防止、気候変動による影響への適応、オゾン層の保護、プラスチックごみによる海洋汚染の防止その他地球環境の保全に関すること。

第11条を第15条とし、第10条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(条例の見直し)

第14条 市長は、少なくとも10年ごとに、この条例の施行の状況を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

第9条第3項中「委員会」を「あっせん又は調停の対象その他委員会」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加え、同条を第12条とする。

3 委員会は、必要があると認めるときは、紛争の当事者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第8条を第11条とする。

第7条の見出し中「への措置要請」を「との連携及び国際協力」に改め、同条中「市長」を「市」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第10条とする。

2 市は、広域的な解決を必要とする環境課題については、国、県、近隣の地方公共団体等と連携及び協力を行い、これを解決するよう努めるものとする。

3 市は、国、他の地方公共団体、市民及び事業者と連携して、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めなければならない。

第6条の次に次の3条を加える。

(環境総合計画)

第7条 市長は、良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、熊本市環境総合計画（以下「環境総合計画」という。）を定めなければならない。

2 環境総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良好な環境の確保に関する目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境総合計画の策定に当たっては、あらかじめ第13条の審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境総合計画を策定したときは、速やかに公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境総合計画の変更について準用する。

6 市長は、環境総合計画の進捗状況を第13条の審議会に報告し、その意見を聴かななければならない。

(環境影響評価の推進)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うことができるよう、必要な措置を講じなければならない。

(環境教育)

第9条 市、市民及び事業者は、それぞれの立場において環境教育（環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項の環境教育をいう。）を推進するとともに、良好な環境の確保に関する知識の習得及び良好な環境の確保に関する活動を担う人材の育成に努めなければならない。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(提出理由)

新たな環境課題に係る市の施策を追加する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

改正案	現行
<p><u>私たち熊本市民は、古来より清らかな地下水や豊かな緑に代表される自然と、先人の築いた歴史的及び文化的遺産の恩恵を享受し、良好な環境の下に生活してきた。</u></p> <p><u>しかし、都市化の進展をはじめとする物質的な豊かさを追求するあまり、市民生活や事業活動による過度な環境負荷が生じ、この恵まれた地域の環境が脅かされてきた。ここ数十年の間に、生物多様性の損失、自然災害の頻発化及び激甚化の要因といわれる地球温暖化など、複雑かつ広域的な環境の問題が深刻化している。さらに、近年、世界が脱炭素社会に向けて大きく舵を切る中、相互に関連した環境、経済及び社会の様々な課題を同時に解決することが求められている。地域の環境が繋がって地球環境が構成されていることを踏まえると、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会を構築するためには、地域から地球規模の視点を持って良好な環境の確保に取り組むことが重要である。</u></p> <p><u>私たち熊本市民には、安らぎと潤いのある良好な環境を保全し、これを将来の市民へと継承する責務がある。</u></p> <p><u>この責務の下、これまで様々な形で進めてきた環境保全の取組を市民の参画と協働の下で長期的に行っていくだけでなく、更なる行動の変革を起こさなければならない。</u></p> <p><u>私たち熊本市民は、健康で文化的な生活を営む権利を保障する憲法の精神に鑑み、ここに全ての市民が良好な環境を享受する権利を有するとの理念を確認し、市民の福祉のために、熊本市における良好な環境の維持及び形成を図ることを期して、この条例を制定する。</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、環境に関する基本的施策を定め、これを総合的に推進することにより、現在及び将来の市民生活における良好な環境の確保を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「良好な環境」とは、市民が健康で文化的かつ快適な生活を持続的に営むことができる生活環境、自然環境<u>、歴史的及び文化的環境並びに地球環境</u>をいう。</p> <p>（市の責務）</p> <p>第3条 市は、良好な環境の確保に関する施策 _____ を策定し、これを実施しなければならない。</p> <p>2 市は、良好な環境の確保に関する市民意識の啓発に努めなければならない。</p> <p>（市民の責務）</p> <p>第4条 市民（熊本市自治基本条例（平成21年条例第37号）第2条第2号の市民をいい、事業者を除く。以下同じ。）は、自ら良好な環境の確保に努め、市の実施する施策に協力しなければならない。</p> <p>（事業者の責務）</p> <p>第5条 事業者は、その事業活動によって良好な環境を侵害しないよう、自己の責任と負担において 必要な措置を講ずるとともに、市の実施する施策に協力しなければならない。</p> <p>2 事業者は、法令、県条例その他条例に違反しない場合においても、良好な環境を確保するための最大の努力をしなければならない。</p> <p>〔削る〕</p> <p>（市の施策）</p> <p>第6条 市は、良好な環境の確保に関する施策として、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p><u>熊本市民は、豊かな自然と先人の築いた歴史的及び文化的遺産の恩恵を享受し、良好な環境のもとに生活してきた。しかし、最近のはげしい社会経済情勢の変化と都市化の進展にともない、この恵まれた環境が損なわれようとしている。</u></p> <p><u>このまま推移するならば、環境の悪化が進み、市民の健康で文化的な生活が阻害され、自然界との調和すらおびやかされることにもなりかねない。</u></p> <p><u>われら熊本市民にはいまこそ、安らぎと潤いのある良好な環境を保全し、これを将来の市民へと継承するために最大の努力をすることが強く要請されている。</u></p> <p><u>ここにわれらは、健康で文化的な生活を営む権利を保障する憲法の精神にかんがみ、すべての市民が良好な環境を享受すべき権利を有するとの理念を確認し、市民の福祉のために、熊本市における良好な環境の維持及び形成を図ることを期して、この条例を制定する。</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、環境に関する基本的施策を定め、これを総合的に推進することにより、 _____ 市民生活における良好な環境の確保を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「良好な環境」とは、市民が健康で文化的かつ快適な生活を _____ 営むことができる生活環境、自然環境並びに歴史的及び文化的環境 _____ をいう。</p> <p>（市の責務）</p> <p>第3条 市は、良好な環境を確保するための基本的かつ総合的計画を策定し、これを実施しなければならない。</p> <p>2 市は、良好な環境の確保に関する市民意識の啓発に努めなければならない。</p> <p>〔新設〕</p> <p>（事業者の責務）</p> <p>第4条 事業者は、その事業活動によって良好な環境を侵害しないよう 自己の責任と負担において、必要な措置を講ずるとともに、市の実施する施策に協力しなければならない。</p> <p>2 事業者は、法令、県条例その他条例に違反しない場合においても、良好な環境を確保するため、最大の努力をしなければならない。</p> <p>（市民の責務）</p> <p>第5条 市民は、自ら良好な環境の確保に努め、市の実施する施策に協力しなければならない。</p> <p>（市の施策）</p> <p>第6条 市は、第3条第1項に規定する計画に基づき、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。</p>

- (1) 公害の防止、土地の適正利用、都市景観の保全、青少年の健全育成、公共施設の整備その他生活環境の確保に関すること。
 - (2) 森林及び緑地の保全、都市緑化の推進、地下水、河川等の保全、自然景観の保全その他自然環境の確保に関すること。
 - (3) 伝統的な建造物及び文化財の保存及び活用、歴史的景観の維持、名所、旧跡等の整備、文化活動の推進その他歴史的及び文化的環境の確保に関すること。
 - (4) 生物多様性の保全、生物多様性の恵みの持続可能な活用その他自然共生社会の構築に関すること。
 - (5) 廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用の促進及び廃棄物の適正な処分の確保による環境への負荷の少ない循環型社会の構築に関すること。
 - (6) 地球温暖化の防止、気候変動による影響への適応、オゾン層の保護、プラスチックごみによる海洋汚染の防止その他地球環境の保全に関すること。
- (環境総合計画)

第7条 市長は、良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、熊本市環境総合計画（以下「環境総合計画」という。）を定めなければならない。

2 環境総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 良好な環境の確保に関する目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境総合計画の策定に当たっては、あらかじめ第13条の審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境総合計画を策定したときは、速やかに公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境総合計画の変更について準用する。

6 市長は、環境総合計画の進捗状況を第13条の審議会に報告し、その意見を聴かなければならない。

(環境影響評価の推進)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うことができるよう、必要な措置を講じなければならない。

(環境教育)

第9条 市、市民及び事業者は、それぞれの立場において環境教育（環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項の環境教育をいう。）を推進するとともに、良好な環境の確保に関する知識の習得及び良好な環境の確保に関する活動を担う人材の育成に努めなければならない。

(国等との連携及び国際協力)

第10条 市は、良好な環境を確保するため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

2 市は、広域的な解決を必要とする環境課題については、国、県、近隣の地方公共団体等と連携及び協力をを行い、これを解決するよう努めるものとする。

3 市は、国、他の地方公共団体、市民及び事業者と連携して、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めなければならない。

(指導等)

第11条 市は、良好な環境に対する侵害を防止し、又はこれを除去するため、市民及び事業者に対し、必要な指導、

- (1) 公害の防止、土地の適正利用、都市景観の保全、青少年の健全育成_____その他生活環境の確保に関すること。
- (2) _____緑地の保全、都市緑化の推進、地下水_____の保全、河川の浄化_____その他自然環境の確保に関すること。
- (3) 伝統的建造物の保存、名所、旧跡等の整備_____、歴史的景観の維持、文化財の保護_____、文化活動の推進その他歴史的及び文化的環境の確保に関すること。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

(国等への措置要請)

第7条 市長は、良好な環境を確保するため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

〔新設〕

〔新設〕

(指導等)

第8条 市は、良好な環境に対する侵害を防止し、又はこれを除去するため、市民及び事業者に対し、必要な指導、

助言及び勧告を行うことができる。

2 市は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

(あっせん、調停)

第12条 市は、良好な環境の確保に関し紛争が生じたときは、その紛争の解決に資するため、これのあっせん又は調停にあたることができる。

2 前項のあっせん又は調停を行うものとして、熊本市環境紛争調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。

3 委員会は、必要があると認めるときは、紛争の当事者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 あっせん又は調停の対象その他委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(審議会の設置)

第13条 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議するため、熊本市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(条例の見直し)

第14条 市長は、少なくとも10年ごとに、この条例の施行の状況を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

助言及び勧告を行うことができる。

2 市は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

(あっせん、調停)

第9条 市は、良好な環境の確保に関し紛争が生じたときは、その紛争の解決に資するため、これのあっせん又は調停にあたることができる。

2 前項のあっせん又は調停を行うものとして、熊本市環境紛争調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。

〔新設〕

3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(審議会の設置)

第10条 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議するため、熊本市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

〔新設〕

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

<p>【4】 議第 227 号</p>	<p>件名：熊本市環境基本条例の一部改正について</p> <hr/> <p><改正理由> 新たな環境課題に係る市の施策を追加する等のため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 前文の見直し 近年の環境問題の深刻化を踏まえ、条例の理念を時代に即したものに 見直すこととした。 2 市の施策の追加 良好な環境の確保に関する施策に関し必要な措置を講ずる事項として、次に掲げるものを追加 <ol style="list-style-type: none"> (1) 生物多様性の保全等の自然共生社会の構築に関すること。 (2) 廃棄物の発生の抑制等による環境への負荷の少ない循環型社会の構築に関すること。 (3) 地球温暖化の防止等の地球環境の保全に関すること。 3 環境影響評価の推進に関する規定の追加 環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者が、あらかじめ環境への影響について自ら適正に評価等を行い、その結果に基づいて環境の保全について適正な配慮を行うことができるように、必要な措置を講じなければならないこととした。 4 環境教育の推進等に関する規定の追加 市、市民及び事業者は、それぞれの立場において環境教育を推進するとともに、良好な環境の確保に関する知識の習得及び良好な環境の確保に関する活動を担う人材の育成に努めなければならないこととした。 5 国等との連携及び国際協力に関する規定の追加 <ol style="list-style-type: none"> (1) 広域的な解決を必要とする環境課題については、国等と連携及び協力を 行い、解決するよう努めることとした。 (2) 国等、市民及び事業者と連携して、地球環境の保全に関する国際協力の 推進に努めなければならないこととした。 6 その他規定の整備 <p><施行日> 令和3年（2021年）10月1日</p>
-------------------------	--

熊本市環境基本条例の一部改正に関するパブリックコメントの結果

- (1)意見募集期間 令和3年(2021年)7月1日(木)～7月28日(水)
 (2)ご意見の件数 6件 (提出された方の人数 1名)
 (3)ご意見に対する対応状況 ①補足修正 1件 ②説明・理解 3件 ③事業参考 2件
 (4)結果公表 令和3年(2021年)9月1日(水)～10月1日(金)
 (5)ご意見とそれに対する市の考え方・対応(概要)

No.	項目	ご意見の内容	市の考え方	対応
1	前文	「自然災害の頻発化」とあるが「自然災害の激甚・頻発化」にしてはいかがか。	災害の激甚化は現在における重大な環境課題であることから、ご意見のとおり「激甚」という言葉を新たに記述します。	①
2	前文	「世界が脱炭素社会に向けて」とあるが「世界各地が脱炭素社会に向けて」と文章を直してはいかがか。	「各地」というポイントで見のではなく、一つの世界の流れ(又は大きな一つの世界)という意味で「世界が」という文言にしました。	②
3	第4条	第4条中、NPOも記述すべきではないか。	改正素案第4条(市民の責務)の「市民」には、熊本市自治基本条例(引用条例)上、NPOも含まれます。	②
4	第6条 第5号	これから再生可能エネルギーの普及が見込まれることから、「再生可能エネルギーの有効活用」を記述すべきではないか。	再生可能エネルギーの有効活用は、第6条第6号の施策「地球温暖化の防止」に係る取組であると考えており、改正後の条例を踏まえた環境総合計画の中で記載します。	②
5	第7条	環境総合計画について書かれているが、計画の策定段階から市民参画を取り入れてはいかがか。	市民3000人を対象としたアンケート、公募委員を含む熊本市環境審議会の審議、パブリックコメントといった市民参画の手続きを取りながら計画を策定(変更)します。	③
6	第14条	条例の見直しという記述があるが、条例を見直す際にも市民参画を取り入れて、よりよい条例にすべきと考える。	条例を見直す際も、上記同様、市民参画の手続きを取り入れます。	③

